

新旧対照表

改正案	現
<p style="text-align: center;"><u>福島県原子力損害対策協議会設置要綱（案）</u></p> <p>（設置） 第1条 東北地方太平洋沖地震による原子力事故に伴い損害を受けた関係団体及び関係地方自治体相互の連絡調整を図り、もって損害の賠償措置等が迅速かつ十分に行われるようにするため、<u>福島県原子力損害対策協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務） 第2条 <u>協議会</u>は、次に掲げる事項について所掌する。            (1) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故に関する損害に関すること。            (2) 原子力損害賠償紛争審査会に関すること。            (3) 原子力事業者（東京電力（株））との損害賠償に関すること。            (4) <u>国等への要望等に関すること。</u>            (5) <u>円滑な賠償請求、支払いへの対応に関すること。</u>            (6) その他必要な事項に関すること。</p> <p>（組織） 第3条 <u>協議会</u>は、別表1に掲げる<u>会員</u>をもって構成する。            2 <u>協議会</u>に会長1名及び副会長4名を置く。            3 <u>会長</u>は、福島県災害対策本部長（福島県知事）とする。            4 <u>副会長</u>は<u>会長</u>が指名する。            5 <u>会長</u>は、必要と認める場合、<u>会員</u>を追加することができる。</p> <p>（全体会議） 第4条 <u>協議会</u>の全体会議は、必要に応じて<u>会長</u>が招集する。            2 <u>全体会議</u>の議長は、<u>会長</u>が務める。            3 <u>会長</u>は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。            4 <u>会長</u>は、<u>協議会</u>の所掌事務の一部について、次条に定める代表者会議に付託することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>原子力損害に関する関係団体連絡会議設置要綱</u></p> <p>（設置） 第1条 東北地方太平洋沖地震による原子力事故に伴い損害を受けた関係者及び関係地方自治体相互の連絡調整を図り、もって損害の賠償措置等が迅速かつ十分に行われるようにするため、<u>原子力損害に関する関係団体連絡会議</u>（以下「<u>連絡会議</u>」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務） 第2条 <u>連絡会議</u>は、次に掲げる事項について協議する。            (1) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故に関する損害に関すること。            (2) 原子力損害賠償紛争審査会に関すること。            (3) 原子力事業者（東京電力（株））との損害賠償に関すること。            (4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>（組織） 第3条 <u>連絡会議</u>は、別表に掲げる<u>者</u>をもって構成する。<u>なお、構成員は必要に応じて追加することができる。</u>            2 <u>連絡会議</u>に<u>座長</u>及び<u>副座長</u>を置く。            3 <u>座長</u>は、福島県災害対策本部副本部長とする。            4 <u>副座長</u>は<u>座長</u>が指名する。</p> <p>（会議） 第4条 <u>連絡会議</u>は、必要に応じて<u>座長</u>が招集する。            2 <u>会議</u>の議長は、<u>座長</u>が務める。            3 <u>会議</u>は必要に応じて関係者の出席を求めることができる。</p> <p>（幹事会） 第5条 <u>連絡会議</u>に<u>幹事会</u>を置く。            2 <u>幹事会</u>は、別表に掲げる<u>者の事務担当者</u>をもって構成する。            3 <u>幹事会</u>は、<u>連絡会議</u>に付議する事案の調整を行うとともに、原子力損害に関する協議調整を行う。</p>
<p>（代表者会議） 第5条 <u>協議会</u>に代表者会議を設置する。            2 <u>代表者会議</u>は、別表2に掲げる<u>会員</u>をもって構成する。            3 <u>代表者会議</u>は、福島県災害対策本部副本部長が招集し、議長を務める。</p>	

5 福島県災害対策本部副本部長は、必要と認める場合、代表者会議会員の担当者会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福島県災害対策本部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月 日から施行する。

別表1

<p>農林水産業関係 (24)</p> <p>MAグループ福島県産物検査協議会          福島県森林組合連合会          福島県漁業協同組合連合会          社団法人福島県畜産振興協会          福島県たばこ耕作組合          福島県米麦事業協同組合          福島県農産物検査機関協議会          福島県第一食糧卸協同組合          福島県米改良協会          うつくしま蕎麦王国協議会          福島県食肉事業協同組合連合会          福島県内水面漁業協同組合連合会          福島県鮭増殖協会          福島県水産加工業連合会          福島県養蠶事業振興会          福島県養鱒技術研究会          福島中央青果卸売株式会社          福島県土地改良事業団体連合会          福島県木材協同組合連合会          社団法人福島県林業協会          財団法人福島県きのこ振興センター          福島県農業経営者組織連絡会議          福島県農業共済組合連合会          財団法人福島県農業振興公社</p> <p>商工業・経済・専門サービス業関係 (33)</p> <p>福島県商工業議所連合会          福島県商工会連合会          福島県中小企業団体中央会          福島県旅館ホテル生活衛生同業組合          福島県商工団体連合会</p>	<p>社団法人福島県銀行協会          福島県信用金庫協会          福島県信用組合協会          福島県経営者協会連合会          福島県中小企業家同友会          福島県商店街振興組合連合会          福島県石油商業組合          福島県ゴルフ連盟          社団法人警備業協会          一般社団法人日本旅行業協会東北支店福島地区委員会          福島県旅行業協会          福島県酒造協同組合          福島県漬物協同組合          福島県生麺協同組合          福島県街詰協会          福島県ニット工業組合          福島県絹人繊維物構造改造工業組合          会津漆器協同組合          会津喜多方漆器商工業協同組合          奥会津三島編組品振興協議会          会津本郷焼事業協同組合          大堀相馬焼事業協同組合          社団法人福島県法人会連合会          東北税理士会福島県支部連合会          福島県青色申告会連合会          福島県弁護士会          福島県司法書士会          福島県行政書士会</p> <p>保健医療福祉・食品生活衛生関係 (43)</p> <p>社団法人福島県医師会          社団法人福島県病院協会</p>
---	--

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、福島県災害対策本部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

別表

<p>農林水産業関係</p> <p>福島県農業協同組合中央会          福島県森林組合連合会          福島県漁業協同組合連合会          社団法人福島県畜産振興協会          福島県たばこ耕作組合</p> <p>商工業関係</p> <p>福島県商工業議所連合会          福島県商工会連合会          福島県中小企業団体中央会          福島県旅館ホテル生活衛生同業組合</p> <p>保健医療福祉関係</p> <p>社団法人福島県医師会          社団法人福島県病院協会          社会福祉法人福島県社会福祉協議会          福島県老人保健施設協会          福島県生活衛生同業組合連合会</p> <p>土木建設業関係</p> <p>社団法人福島県建設産業団体連合会</p> <p>労働関係</p> <p>日本労働組合総連合会福島県連合会</p>	<p>交通運輸関係</p> <p>社団法人福島県バス協会          社団法人福島県トラック協会          社団法人福島県タクシー協会</p> <p>その他</p> <p>福島県私学団体総連合会</p> <p>関係市町村等</p> <p>福島県市長会          福島県町村会          広野町          楮葉町          富岡町          川内村          大熊町          双葉町          浪江町          葛尾村          南相馬市          田村市          いわき市          川俣町          飯館村</p> <p>福島県</p>
---	--

社会福祉法人福島県社会福祉協議会  
 福島県老人保健施設協会  
 福島県生活衛生同業組合連合会  
 社団法人福島県歯科医師会  
 社団法人福島県看護協会  
 福島県看護学校協議会  
 社団法人福島県薬剤師会  
 社団法人福島県薬事工業協会  
 福島県医薬品卸組合  
 社団法人福島県医薬品配置協会  
 福島県医療機器販売業協会  
 福島県救護施設協議会  
 福島県介護老人ホーム・ケアハウス連絡協議会  
 福島県特別養護老人ホーム連絡協議会  
 特定保健福祉法人福島県認知症グループホーム協議会  
 福島県身体障がい者福祉協会  
 福島県知的障害施設協会  
 福島県精神障がい者自立支援事業所連絡会  
 福島県福祉作業所・事業所連絡協議会  
 きょうざれん福島支部  
 福島県保育協議会  
 福島県地域保育所協議会  
 福島県興行生活衛生同業組合  
 福島県クリーニング生活衛生同業組合  
 福島県理容生活衛生同業組合  
 福島県美容業生活衛生同業組合  
 福島県公衆浴場業生活衛生同業組合  
 福島県飲食業生活衛生同業組合  
 福島県食肉生活衛生同業組合  
 福島県すし商生活衛生同業組合  
 福島県社交飲食業生活衛生同業組合  
 福島県喫茶飲食生活衛生同業組合  
 福島県中華飲食業生活衛生同業組合  
 社団法人福島県食品衛生協会  
 社団法人福島県調理師会  
 社団法人福島県牛乳協会  
 福島県生活協同組合連合会  
 社団法人福島県LPガス協会  
 社団法人福島県産業廃棄物協会  
 社団法人福島県ビルメンテナンス協会  
 社団法人福島県浄化槽協会

土木建設業関係（5）

社団法人福島県建設産業団体連合会  
 社団法人福島県建設業協会  
 福島県総合設備協会  
 福島県土木建築調査設計団体協議会  
 福島県建設専門工事業団体協議会

労働関係（3）

日本労働組合総連合会福島県連合会

福島県労働組合総連合  
 福島県建設労働組合連合会

交通運輸関係（6）

社団法人福島県バス協会  
 社団法人福島県トラック協会  
 社団法人福島県タクシー協会  
 財団法人福島県自動車会議所  
 社団法人交通安全協会  
 社団法人福島県指定自動車教習所協会

教育・文化（6）

福島県私学団体総連合会  
 財団法人福島県学校給食会  
 財団法人福島県体育協会  
 財団法人全県公立文化施設協会  
 福島県芸術文化団体連合会  
 アカデミア・コンソーシアムふくしま

市町村等（62）

福島県市長会  
 福島県町村会  
 福島市  
 会津若松市  
 郡山市  
 いわき市  
 白河市  
 須賀川市  
 喜多方市  
 相馬市  
 二本松市  
 田村市  
 南相馬市  
 伊達市  
 本宮市  
 桑折町  
 国見町  
 川俣町  
 大玉村  
 鏡石町  
 天栄村  
 下郷町  
 楡枝岐村  
 只見町  
 南会津町  
 北塩原村  
 西会津町  
 磐梯町  
 猪苗代町  
 会津坂下町  
 湯川村

柳津町  
三島町  
金山町  
昭和村  
会津美里町  
西郷村  
泉崎村  
中島村  
矢吹町  
棚倉町  
矢祭町  
鳩町  
鮫川村  
石川町  
玉川村  
平田村

浅川町  
古殿町  
三春町  
小野町  
広野町  
楢葉町  
富岡町  
川内村  
大熊町  
双葉町  
浪江町  
葛尾村  
新地町  
飯館村  
福島県

別表 2

<p>農林水産業関係 福島県農業協同組合中央会 福島県森林組合連合会 福島県漁業協同組合連合会 社団法人福島県畜産振興協会 福島県たばこ耕作組合</p> <p>商工業関係 福島県商工会議所連合会 福島県商工会連合会 福島県中小企業団体中央会 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合</p> <p>保健医療福祉関係 社団法人福島県医師会 社団法人福島県病院協会 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福島県老人保健施設協会 福島県生活衛生同業組合連合会</p> <p>土木建設業関係 社団法人福島県建設産業団体連合会</p> <p>労働関係 日本労働組合総連合会福島県連合会</p>	<p>交通運輸関係 社団法人福島県バス協会 社団法人福島県トラック協会 社団法人福島県タクシー協会</p> <p>その他 福島県私学団体総連合会</p> <p>関係市町村等 福島県市長会 福島県町村会 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 南相馬市 田村市 いわき市 川俣町 飯館村 福島県</p>
---	--